

第百七十三回国 参議院法務委員会會議録第三号

平成二十一年十一月二十七日(金曜日)

午前十時十六分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

千葉 景子君

十一月二十七日

辞任

石井 一君

福島みずほ君

補欠選任

松野 信夫君

補欠選任

姫井由美子君

洲上 貞雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松 あきら君

今野 東君

松岡 徹君

木庭健太郎君

石井 一君

中村 哲治君

姫井由美子君

平田 健二君

前川 清成君

松野 信夫君

築瀬 進君

仁比 聡平君

洲上 貞雄君

国務大臣
法務大臣 千葉 景子君

副大臣
法務副大臣 加藤 公一君

大臣政務官
法務大臣政務官 中村 哲治君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局総務局長 戸倉 三郎君

最高裁判所事務
総局人事局長 大谷 直人君

最高裁判所事務
総局刑事局長 小川 正持君

事務局側
常任委員会専門
員 山口 一夫君

事務局長

常任委員会専門
員

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

山口 一夫君

た状況の中で委員会をやらなくちゃいけないというの、いろんな正直思いはございます。

国会がいろんな意味で大変な状況があることも承知はしておりますが、私も公明党は、やはり今回のような人事院勧告に基づいてのどうしてもやらなければならない法律というのも、参議院の責務として施行期日、つまり十二月一日でございしますが、それまでに院として責任を果たさなければならぬ法律もあると私は認識をしております。まして、しっかりと審議をさせていただいて、是非これはその期日に間に合わせる、これをやらなければならないという認識で今日は質問を若干させていただきたい、このように思っております。

○木庭健太郎君 申し上げたとおり、育児休業制度が発足したのは平成四年でございしますから、何年たっているかという、十七年でございします。十七年間で何人取ったかという、一人でございします。それも、聞きましたら、平成十三年のお一人いらつしやったということでございしますが、どうしてこんなふうになっているのか。こういうふうにならないように法改正出されたんでしようが、なぜこんなふうになっているのか。どういう御認識でしょうか。

法案読ませていただきますと、現在は、育児休業を取得しようとする裁判官の配偶者が育児休業をしている場合及び配偶者が専業主婦であるなど当該裁判官以外の子の親がその子を常態として養育することができるとされているんですが、本法律案を見ますと、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合等においても育児休業をすることができるようになるものでありというのが法律の説明、よく分からないですね。よく分からないんですけど、何をしたいのかというと、男性裁判官の育児休業をとかく促進したいと、これを少し進めたいというふうなことも改正の内容だというふうに理解をするわけですが、

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) 今の御質問の点については、男性裁判官は一名でござい

ます。

○木庭健太郎君 この改正だけではなかなか、じゃ増えるかというところはまだあると思います。いろんな意見をお持ちの方もいらつしやるようですが、更なる、言わば法改正だけじゃなくて、とにかく男性裁判官も、できるだけこういう仕組みの中で、これからの時代の中で、やはり育児という問題について、裁判官であつても、男性裁判官であつても、やっぱりそういう制度の利用というのに対して関心を持っていただいて取るということは必要だと思うんですよ。したがって、単に法改正だけで、法改正したこと

も是非徹底はしていただきたいんですが、に加えて更なるある意味では啓蒙が必要だと思いますが、この点どんなふうにお取り組みになられるつもりか伺っておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) 制度だけではなくて実際の運用が重要だということは、も

う委員御指摘のとおりでございします。

これまでもそうでございしますが、まず私どもとしては、何といつても言わばユーザーといひますか若い世代の裁判官がこの制度について正しく理解しているということが必要だろうと思ひわけでありまして、この点については、判事補に任官したこの時点の、この段階から育児休業制度の趣旨あるいは内容、利用方法というものは十分説明してまいりました。

さらに、それぞれの各庁におきまして、所長が妊娠の事実を把握したときには、改めてこういう制度があるというところについての注意を喚起してまいりましたし、それからまた、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりということであれば、これは部総括裁判官、受け入れる側の部総括裁判官の認識あるいは理解も十分必要だろうと思ひわけ、この点については、部総括の研究会でこれまでもその重要性について、制度の重要性についてはいろいろ告知してきたところでございします。その運用、こういうた運用、いろいろな機会において、更に今回の改正がされた際には、その制度の趣旨を含めて十分伝えていきたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 もう一つの方の、この裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の方ですが、こちらのほうは、言わば一般職員と違って裁判官及び検察官の報酬は定められていると。これは、憲法の中でも実はこの裁判官の報酬の問題についてはきちんとして確保するんだという項目がうたわれていて、思い出しますが、平成十四年でしたか、初めて下げたという問題ができたときに、最高裁でも検討していただいて、憲法違反なのかどうなのかという問題も含めて検討していただき、この国会でも随分議論もいたしました。その上でこれを認めてきた、その後は何回か下げるといふことが続いているわけでございますが、改めてそういった点も含めて、つまり、裁判官及び検察官の任務の特殊性と職務の重要性という問題、職務の重要性から別の法律にはなっているんですけども、その一方で裁判官の報酬及び検察官の俸給というのを一般の政府職員の給与改定に準じて改定していくという趣旨、この辺りどう合理性があるのかということについて、改めて最高裁と法務省からこの際伺っておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) 今までの前例につきましては今委員から御指摘のあったとおりでございまして、一方で憲法の規定があり、裁判官の職権の独立等、あるいは職務を行使していくための環境と、こういったことから憲法の規定があるということは十分踏まえつつ、ただ、今回このような形で人事院の勧告があり閣議決定があったことを踏まえて、最高裁としては、今回このように形で引き下げるのが相当であると、このように考え、法務省に対して法律の依頼をしたといういきさつでございします。

○国務大臣(千葉景子君) 裁判官の報酬につきましては、私も憲法で保障されている裁判官の身分の保障、そして俸給を下げられることではないという、こういうことに抵触をしないかどうかという問題があることは承知をいたしております。ただ、一般職の公務員の引下げに連動しているというものではないというふうに承知をいたしております。

今、最高裁の方からお話がございましたように、そういう引下げに伴って十分に裁判所の中でも協議をいただいで、そして法案の提出については法務省に御依頼があるということでございますので、これからの裁判官の身分の保障、これを十分にそんたくをしながら対応していくものだというふうに思っております。

また、検察官の方は基本的には一般職の公務員と同様の立場にございします。ただ、これも職務の、ある意味では特別な立場ということもありまして俸給表が別になっていると。それに伴って法律も別建てで作られているということでございます

すので、これは一般職の政府職員の給与の改定にある意味では連動する形で改定をさせていただく、それをもって今回の法案提出をさせていただいているということです。

○木庭健太郎君　ここまで法律に基づいているような質問をちよつとさせていただいたんですけれども、つまり、裁判官の給与というのが最近では、そういう意味では、一般職が下がるものですかそれと合わせてずつと下がっているという状況もあって、その一方で裁判官の職務自体がどうなっているかという、結構最近はいろんな、事件だけでなく労働裁判の問題がこの不況下で増えたり、それから不当利得返還請求の事件が増加してみたり、なかなか本当に職務としては非常に厳しくなっている。に加えて、裁判員制度という新しい仕組みも始まった中で、なかなかいろんな意味で厳しい状況もある中で給与が下がっていくという状況が生まれてくると、裁判官になりたいという方たちの問題も含めてなかなか大変な状況になるんじゃないかなということも、正直言つてこれだけ続いてくるとちよつと危惧するものですね。それから、その辺はこういう問題を考えるときにどうぞういったことも加味しながら考えていけばいいのかなということも是非御検討はいただきたいと思ひながら。

そして、ここからは少し、そういう意味では、裁判官にかかわる問題の中で裁判員制度というのがスタートをしたばかりでございますので、この点について幾つか、最近の報道も受けてお伺いしたいことがございます。

一つは何かという、裁判員制度が発足してちよつと半年なんですけれども、私たちも大変心配はしておったんですけれども、最高裁が実施された裁判員経験者に対するアンケートを見ますと、九七％、こんな、本当かなと思うぐらい多い方たちが、裁判員はいい経験だったというように評価をされている。この裁判員制度の半年間、千葉法務大臣もこの裁判員制度については仕上げるまでいろいろ御苦勞なされた一人でございます

が、こういった評価もあつてということも踏まえて、この裁判員制度、半年間について、法務大臣はどのような評価をされているか伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(千葉景子君)　御質問ありがとうございます。

私も、司法制度改革、その様々な課題に取り組ませていただけてまいりました。また、裁判員制度、この実現につきましても、いろいろな問題はある、その主権者が司法の場にも参加をし、そして開かれた裁判、司法と、こういうものに寄与できるのではないかと、こういうこともあり、私もこの裁判員制度成立に向けて多少、いささかなりとも努力をさせていただきました。

スタートをいたしました本当に一番感じておりますのは、その裁判員の皆さんが大変正面から裁判に向き合つて、そして真摯に裁判員としての責務を果たしていただけている。やっぱり国民、市民、主権者としての大変な力というか、それを持つておられるということを改めて感じさせていたいております。

ただ、そうはいつても、なかなかまだ、なるべく参加しなくて済めばというような声も強いことも確かでございますので、是非これからもこの定着に向けていろいろな環境整備等にはできるだけ努めていかなければいけない、こう思つてるところでございます。また、いろいろなことから生まれてくる課題につきましては、多方面から御意見をいただきつつ、より良い制度というのに向けて進めていきたいと私も感じております。

○木庭健太郎君　最高裁の方にもちよつとお伺いしておきたいんですけど、その同じアンケートの中で、参加後は良い経験だったとなつていて、これは極めてうれしいことなんですけれども、例えば評議のやり方の問題です。これについては、もう少し意見を聞かせる時間があつてもいいというようない意見があつていたり、評議の全体像が見えず、話し合つていことがどう展開していくのか

分からなかったというような感想も結構ありました。

こういったことも踏まえて、御指摘をいただければその点について改善していくことをしなければならぬと思ひますが、どのような改善をこの点については図るおつもりでいらつしやるのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官(代理者)(小川正持君)　お答え申し上げます。

大変に今のところは、今大臣の方からお話もありましたように、順調に推移していると思つておりますが、今委員御指摘のとおり、いろいろな課題も浮かび上がつてきていると思ひます。そういった今評議の点については、まず一番裁判官の中できちんと、まあ司法研修所なんかでも研究会もやりますし、そういう中でいろんな検討、あるいは各地裁どこでも検討会を行つて、どういった評議の進め方が一番充実した評議の運営につながるんだらうかということをしつかり検討して、改善すべき点は改善していこうというふうに考えております。

○木庭健太郎君　それともう一つ、半年間やつていらつしやるのを見ながら、参加した方たちがちよつと戸惑う部分が何があつているかという、実は守秘義務の問題だと思ひます。経験者のうち、記者会見で御発言するとか、こういうことをやるんですけれども、その立ち会つた裁判官職員が守秘義務違反だということでもそのやり取りに介入してみたりとか回答の報道自粛を求めたというふうな報道もあつていたり、その一方で、そういうことを全然制しない裁判所があつていたり制止する裁判所があつていたり。一体この守秘すべき範囲というのがどうも分からないんですよ、見ていて。

したがつて、この守秘義務という問題についてある程度明確な基準というものがやっぱりないと戸惑うんじゃないかと思ひますが、この点について考えを伺つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官(代理者)(小川正持君)　お答え申

し上げます。

守秘義務の範囲は法律で定められているところでございます。ただ、実際の場面において、いろいろ共同記者会見で裁判員経験者の方が感想を求められた中で、裁判所の職員は特にそれをチェックするとかあるいは介入するとかいうことではなくて、やはり記者会見に出ていただいた方が安心して感想を述べていただけたという意味で、サポートという意味でその場で立ち会つて、それで、これは守秘義務に反する内容が出るのではないかと、こういう場合には指摘をさせていただいておくということだろうというふうに思つております。

この点は、いろいろなケースによつてこの場合が守秘義務に触れるか触れないかというのは様々な場面があると思ひますので、こういった記者会見の中のいろんな感想などもどんどん積み重なつて明確になると思ひます。

○木庭健太郎君　是非その点は、やっぱりやつていらつしやる方が本当、記者会見のときにえつというふうな表情をされた方がいらつしやつたり、ケースがありまして、是非それはなるべく早く一定方向を見付け出していただきたいと思ひます。

最後に、大臣にお伺いしておきたいと思ひます。すけれども、裁判員制度が始まつて半年間、まあ動き出している。増員の問題もいろいろやつていただいている。でも、全体を見ているとなかなか、ほかの問題も含めて、裁判官の定員の問題というの、まあ書記官の問題も含めてなんです。この費用の全体の中で、裁判員制度が始まつた、そして事件が増えてきている中で、なかなかこれ、今のこの体制で足りるんだらうかという一面、その一方で手がかつたんだらうかという問題もあるんですけれども、是非そういった、実際の裁判、これをきちんとやれる体制を整つていけるんだらうかということは再度チェックをしていただけて、増員が必要ならば、厳しいところではあります。やっぱり新たに始まつた制度もきちんとやりたし、そういった意味での対応をお願い

いしたいと思いますが、大臣のそういうことに對する決意なり自分の思いをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(千葉景子君) 御指摘をいただいておりますように、裁判員制度が始まり、そして司法等に対する大変期待とそれから責任、これが大変大きくなっているものだというふうに思っております。社会の最後の正義のとりでということになるわけですので、そういう意味では十分な体制を整えていく必要があるということは私も十分承知をいたしております。

是非、限られた中でも漏れがないように、そして十分な体制の中で司法が運営されますように整備をしてまいりたいと思いますけれども、是非皆さんの応援もいただきつつ、できるだけやはり充実をする方向へ私も努力をしてまいりたい、そう思っておりますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

○木庭健太郎君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

今ほどお尋ねがありましたけれども、まず男性裁判官の育児休業の取得の実際の運用について、男性裁判官が育児休業を取得したのは二〇〇一年に一人だけでございます。この取得者は育児休業からそのまま退官され、現場には復職をしておられないというふうに伺っておりますけれども、これは事実でしょうか。加えて、その後、男性裁判官からの育児休業の取得の申請はないのではないかと考えているのですが、いかがですか。

○最高裁判所長官(大谷直人君) 今委員から御指摘がありましたとおり、この一名の裁判官については復職せずに退職、退官したということでございます。それから、その後でございますけれども、男性裁判官からの育児休業の取得の申出というものはございません。

○仁比聡平君 そうした、つまり育児休業を取得して現場に復帰をした方がいないと。そういう意味では、育児休業法こそ施行はされているけれど

も、男性裁判官の育児休業というのは実質的には保障された例がないと言ってもおかしくないなと思うんですね。

この実態について、どういう認識で、原因はどこにあるとお考えですか。

○最高裁判所長官(大谷直人君) 女性裁判官から申出があった場合には、これは全部今まで認めてきておりまして、特に男性裁判官についてはこの権利を保障していないというようなことは我々は毛頭考えておりません。ただ、現実としてだれもまだ取得申請もしていないということについて何らかの考えなければならぬところがあるというところは、もう委員の御指摘のとおりだろうと思います。

具体的には、先ほど申しましたように、我々としてやらなければならないのは、男性裁判官が育児休業の取得を必要ではないかと考えたときにちゅうちょなく申し出られる、そういう環境づくりというのを、今までもしてきたところでありまして、今回のこの法改正を機に、更にそういうことについて環境整備に努力していかねばならない、このように考えております。

○仁比聡平君 大臣に法務省においての取組をちょっと先にお尋ねしたいと思うんですけれども、育児休業の取得というのは権利であって、いかなる不利益取扱いも許されないということは法律上明らかであります。加えて、男女の家庭生活や仕事との両立ということを考えましたときに、育児休業の取得こそ望ましいというぐらゐの構えでの周知がなされてしかるべきだと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(千葉景子君) 今、仁比委員が御指摘をされたことは、私もほぼもう同感でございます。

法務省におきましても、この間、スマイル子育て応援プランと、何か名前ほどともあれなんですけれども、このような行動計画を策定して、育児休業の取得についての目標を設定するなどの取得促進を図ってきたというふうに私も承知をしてお

ります。

具体的には、パンフレット、ハンドブックなどの配布、あるいは研修の際の講義や啓発、あるいは職員からの相談に対応するための窓口の設置、あるいはホームページや各省庁、法務省の所管官庁のネットワークに専用コーナーを設置しての情報提供など。私も、ちよつとこの間の取組、これで本当に積極的な取得をすることが可能になってきたのかなというのは、若干私もまだまだ疑問が残るところでございます。

そういう意味では、なかなかこれ権利であつて、そして取つたときに不利益処分を受けないと、こう言ひましても、これは裁判官あるいは検察官、ほかの分野でもそうだと思うんですけれども、強制的に首に縄を付けて休めということにはなりませんけれども、何とかやはり男女共同参画、そして家庭と仕事と両立するワーク・ライフ・バランス、こういうことがやはりこの分野でも徹底できるように何か私ももっと知恵を働かせていかねばならないのではないかと、こういうふうには私も考えております。

是非、また仁比委員からもこういうことが必要ではないかと、そんな御指摘あるいは御提起もいただきつつ、私も最大限ちよつと目を向けやつていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○仁比聡平君 今大臣がおっしゃられましたように、そうした社会に変わるんだということが政権交代に期待されているものなのだろうと思ひます。その期待に是非こたえる努力をいただきたいと思うんです。

裁判所なんですけれども、先ほど部総括判事の役割というお話もありましたけれども、実際、判事、判事補が配偶者に子供さんができたということが分かつたときに、部長に報告をしたときに、おめでとう、必要なら育児休業を取つてね、どんどん取つてねという対応にならないと、東京地裁の民事通常部でいいますと手持ち事件が二百三十件と伺っていますし、大阪では二百件とい

う、そうした水準なわけですよ。こうした中で取れないじゃないかと。いかがですか。

○最高裁判所長官(大谷直人君) 裁判官の業務の問題とも恐らく関連しているということはそのとおりかと思ひますが、そういう意味でトータルに考えていかねばならないという御指摘であれば、私もそのとおりだと思います。

ただ、今、取得の局面でいいますと、重要なことは、ちゅうちょなく、先ほど申し上げましたけれども、取得できるように、そういうユーザーの側と、それから若い世代の側と、それからそれを受け入れる部総括等の側あるいは所長の側、その辺が共通認識といひますか、より一層認識を深めていくということがまずは重要ではないかと、このように考えております。

○仁比聡平君 裁判官の中では是非この育児休業が積極的に取れるように御努力をいただきたいといひますか、迅速にやつていただきたいと思うんですけれども。

ちよつとその点にかかわつて、二〇〇一年の司法制度改革審議会の意見書において、裁判官の人事制度の見直し、とりわけ透明性、客観性の確保というテーマで詳しい意見が述べられております。その前提認識は、引用しますと、現行制度においては、下級裁判所の裁判官の人事は、最高裁判所の行う司法行政事務の一環として、同裁判所の裁判官会議により決することとされているが、その前提となる人事評価については透明性、客観性において必ずしも十分ではないとの指摘もあるという前提認識で、二つお尋ねしたいんですけれども、その人事評価について、評価権者及び評価基準を明確化、透明化し、評価のための判断資料を充実、明確化し、評価内容の本人開示と本人に不服がある場合の適切な手続を設けるなど、可能な限り透明性、客観性を確保するための仕組みを整備すべきであるという点が一つ。もう一点は、裁判官の報酬の進級制、昇給制について、昇進の有無、遅速がその職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要があること、また、裁判官

の職務の複雑、困難及びその責任の度は、その職務の性質上判然と分類し難いものであることにかんがみ、現在の報酬の段階の簡素化も含め、その在り方について検討すべきであるという指摘なんですね。けれども、これ以降、裁判所における人事のありようが、報酬についても、あるいは任地についてもそうだし、この育児休業の取得がどんなふうにかかりシステムの中で評価をされたのか、そうしたことを当該裁判官が感じたのかというようなことは、私の目から見ますと何にも変わっていないというふうに感じるわけです。

今回の法改正に当たっての裁判官の報酬の規定といいますが、号俸の表を拝見しても、判事補の二十二万円台から始まって最高裁長官に至るまでのそのキャリアが細かく、けれども、どういう裁判官がどこに当たっていくのかということは国民の目からは全く分からない形でそのキャリアシステムを支える形になっているように見受けられるわけですね。

この透明性、客観性の確保、特に昇進の有無、遅速が職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要はある、これは極めて重要な指摘だと思うんですが、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) 人事評価等について少し御説明させていただいてよろしいでしょうか。

司法制度改革審議会の意見書については、今御指摘があったとおりでございます。人事評価につきましては、最高裁として、この意見書を受けまして、その後、平成十六年の一月に裁判官の人事評価に関する規則というものを新たに制定いたしました。

それが実施されているわけでございますけれども、その内容についてちょっとだけ申し上げますと、先ほど御指摘のあったような点については、人事評価を行う評価権者というのを所長等というふうに明確に決め、それから評価の基準も定めております。そして、人事の評価のプロセスを透明化、明確化するという点につきまして、評価権者

は、人事評価に当たって、裁判官から担当した職務の状況について裁判官からの書面の提出を受けるとともに、必ず裁判官と面談をしまして、申出があるときには、その評価書については先ほどの意見書のとおり開示することが定められており、さらに裁判官が評価権者に対して評価書の記載内容について不服を申し出る機会もこれは明定されております。このように、審議会意見書の言わば現実、具体化として対話型の人事評価制度というものを実現し実施しているところでございます。

それから、進級制の問題についてもお話がありました。この点につきましては、審議会の意見書の後に、司法制度改革推進本部に置かれた法曹制度検討会というところの議論の中でも、この進級制の刻みについて検討の余地があるという御意見もございました。議論されたことは承知しておりますが、他方で、この検討会では現在の進級制には特に問題がないという御意見も少なかったものと承知しております。

裁判官の報酬体系については、これは長い歴史を持った制度として定着しております。これを変更するということは裁判官の地位あるいは勤務条件というものの極めて大きな影響を与えるものでございます。そこで、裁判官の職権行使の独立性への影響、あるいはその職務の特質性というものを考えながら慎重に検討していく必要があると考えてきたところであり、また現在においてもそのように考えております。

○仁比聡平君 今お話のあった長い歴史の中でつくられてきた裁判官の、私から見ればキャリアシステムであり、それは官僚裁判官のシステムというふうに関係する中で、変えるつもりがないという形になってしまつと、個々の裁判官の独立、そしてその独立性に対する国民の不信をなくすことはできないと私は思いますので、是非御検討をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

大臣に最後一問お尋ねをしたいんですけれども、そうした日本の司法制度全体を、これをどう変えていく、改革をしていくのかというのは、これはこれまでの政権はやってこなかった大きなテーマではないかと、そんなふうにも思います。裁判官の在り方の問題については、これは最高裁が考えるべきところが多々あると思うんですけれども、大臣の政治家としての思いがあればという点と、それから、そうした中で予算の問題に関して、裁判所予算というのは国家予算のわずか〇・四％にとどまり続けてまいりました。例えば民事法律扶助の予算も、これ、先進諸国に比べて極めて低額かつ立ち遅れが顕著だとかねてから指摘をされてきました。この抜本増額が求められながら、なかなかそうやってこなかったというのがこれまでだと思うんですけれども、大臣の所見と決意を伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(千葉景子君) 日本の中で、司法というのはこれまで本当に小ぢんまりした体制でしかなかったのではないかと今ふうに思っています。

そういう意味では、三権の中で、そして一人一人のやはり人権を守り、そして正義をきちっと法の支配という名の下に確立をしていくということになれば、やはり司法の役割、もう大変大きいわけですので、その体制を三権の中でほかに劣ることのないような形でやはりきちっと確立をしていくということは大変重要なことであらうというふうに私は思っております。司法制度改革の中でも、やっぱり司法というものをと大きく、そして力強いものにしていくことが指し示されておまして、私も、是非そういう方向に向けて日本の司法を育てていくことがきたらと、こう思っております。

そういう中で、当然のことながら財政も充実をしていかなければいけません。法律扶助につきましては、その国際比較をどういうふうにしていくかということはあるんですけれども、現状でも法律扶助の予算がもう大分枯渇をするおそれもある

というところまで来ております。これは社会の情勢、これだけ雇用情勢が悪くなり、あるいは多重債務が増え、そして貧困というか格差が増えている、こういう中で大変な事態になっているわけ、これも最後のやっぱり権利保障のセーフティネットということになりますので、この法律扶助のやはり予算につきましても今後しっかりと確保することができるよう頑張っていく決意でございますので、どうぞまた応援方をよろしくお願いしたいと思います。

○仁比聡平君 終わります。

○委員長(松あきら君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(松あきら君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、石井一君が委員を辞任され、その補欠として姫井由美子さんが選任をされました。

○委員長(松あきら君) これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聡平君 日本共産党を代表して、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の両案に反対、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論を申し上げます。

裁判官、検察官の報酬、俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は人事院勧告に準じて裁判官及び検察官の報酬及び俸給を引き下げようとするものでありますが、本来、人事院勧告は労働基本権を制限する代償措置として機能すべきものであり、マイナズ勧告はその目的をそもそも逸脱をしております。とともに、社会全体にこの間低賃金化の悪循環を現実にもたらしてまいりました。

特に、裁判官の報酬については、憲法七十九条六項及び八十条に、在任中、これを減額することはできないと明記され、その趣旨は、裁判官の報酬を減らす措置をとることができないとの意味であり、直接に裁判官の報酬を減らす目的の措置を法律によるにせよ行政行為によるにせよ禁ずる趣旨であるとするのが我が国憲法の通説であり、裁判官の独立性を侵しかねないものだからでござい

ます。
育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、男女共に家庭生活の責任を担い、仕事と生活の両立を図る環境整備は重要であり、女性差別撤廃条約の理念、目的にも一致することから賛成をいたします。
以上です。

○委員長(松あきら君) 他に御意見もないようですから、三案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
まず、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松あきら君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松あきら君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松あきら君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定をいたしました。
なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十二分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正反対に関する請願(第二七三三号)

第二七三三号 平成二十一年十一月十日受理
選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正反対に関する請願

請願者 滋賀県彦根市甲崎町一四 西村 久子 外五百五十六名
紹介議員 有村 治子君

法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を通常国会に提出する意欲を表明した。しかし、夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。今日、三世代同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くある。本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。夫婦別姓制度を導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化をもたらす、離婚が容易にできる社会システムの形成につながり、さらには親子別姓や、兄弟姉妹別姓をもたらすこともあり、子供の心に傷を与えることになりかねず、我が国の将来に大きな禍根を残すことになる。一部の働く女性から旧姓使用を求める声があるが、これについて

は、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で解決を図るべきである。

については、婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に関し、拙速に導入することのないよう求め

る。
十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第四一八号)
一、成人の重国籍容認に関する請願(第四一九号)

一、重国籍容認に関する請願(第四二〇号)
第四一八号 平成二十一年十一月十七日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州 ヴェーグスバーデン市クルト・シュートマツハー・リング四一 島村真樹子 外二十九名
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第四一九号 平成二十一年十一月十七日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州 ヴェーグスバーデン市クルト・シュートマツハー・リング四一 島村真樹子 外二十九名
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四二〇号 平成二十一年十一月十七日受理
重国籍容認に関する請願

請願者 アメリカ合衆国コロラド州パーカー市クロウヒル通り一一、六八〇 コリンズ真実子 外四百十

四名
紹介議員 浜四津敏子君
海外で生活する日本人、日本で生活する外国人、重国籍を持つ子供たちは、日本が成人の重国籍を原則的に認めないことから、様々な問題に直面している。日本が準拠している国籍唯一の原則は、欧州において既に修正されている。一九九七年欧州評議会は、一九六三年の重国籍削減条約を根本的に見直し、国籍規約によって国籍唯一の原則を完全に修正した。欧州諸国は重国籍を認める傾向を一層強めている。規約では、人の国際移動と国際結婚が増大する中で、定住国での権利保障と国際結婚の家族の生活について配慮することが念頭に置かれている。ほかにも北米、南米では重国籍容認国が一般的である。欧州においては重国籍削減条約が一般的であった国も多く、批准しても重国籍削減は実現できなかった。国際交流を深めようとする社会において、国家間の法的な矛盾、権利の空白など個人にとって深刻な問題が解決できないでいる。社会的救済という意味でも重国籍容認が求められている。今までの国籍を放棄することは、その国との法的きずなを放棄することであり、後の人生において出身国に帰る事情が生じた場合、不都合を生じる可能性があることから、現在居住している国の国籍を取得しない人も多いのが現状である。同じことが在外日本人にも当てはまり、日本国籍を維持できるなら、居住国の国籍を取得したい人は多くいる。二重国籍となつて子供たちに父母のどちらかを選ばせるように、どちらかの国の法的きずなを放棄させることも妥当ではない。国家は日本社会で生活する者に基本的権利を保障し、更なる社会の発展を促すためにも、国籍を加算させる形で付与すべきである。それは個人の自己決定権の尊重、民族少数者への権利擁護につながる。重国籍者は係争関係にあった場合、どちらへの忠誠を誓うのか、などという疑問点が指摘されているが、日本国憲法は戦争を放棄しているので、この種の忠誠の衝突はそもそも問題とならない。むしろ重国籍容認

は、国境を越えた平和と友好関係の象徴であり、国内外の他民族同士が平和的に共存することの励ましとなる。重国籍容認は、多くのメリットを生み出し、デメリットの少ないことが確認されつつある。重国籍を容認する国際的な潮流について、国会も検討することを望む。国際化社会の実態に即さない政策により、国際的に活動する人たちが、今後不利益を受けることがなくなるように、重国籍を容認し、これに伴い国籍法第五条第一項第五号、第一条、第四条、第五条及び第一六条を廃止することを求める。

一、国内に住む外国人への重国籍を容認すること。
二、国外に住む日本人への重国籍を容認すること。
三、重国籍を持つ子供たちに成人後もそれを容認すること。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第四三二号)
- 一、成人の重国籍容認に関する請願(第四三三二号)
- 一、複国籍の容認に関する請願(第四三四号)
- 一、離婚後三百日問題を始める民法の一部の改正に関する請願(第四三五号)
- 一、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正の反対に関する請願(第四四一号)
- 一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第四四四号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第四九五号)

第四三二号 平成二十一年十一月十八日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 札幌市南区川沿六条三ノ六ノ二三 山村弘美 外三十名
紹介議員 ツルネマルティ君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三三三号 平成二十一年十一月十八日受理
成人の重国籍容認に関する請願
請願者 札幌市南区川沿六条三ノ六ノ二三 山村弘美 外二十八名
紹介議員 ツルネマルティ君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三四号 平成二十一年十一月十八日受理
複国籍の容認に関する請願
請願者 スイス連邦ベルン州シュリーエルンビュッシアツッカー通り二〇 高川憲之 外五百名
紹介議員 ツルネマルティ君

海外で生活する日本人、日本で生活する外国人、複国籍を持つ子供たちは、日本が成人の複国籍を原則的に認めないことから、様々な問題に直面している。従来、複国籍を有する状態を重国籍と呼んでいるが、複国籍は当事者において重く存在ではなく、重婚のように禁すべき性質のものではないため、重国籍というより、複国籍と称するのが望ましい。複国籍の容認は、日本の政党の多くから声が上がっており、「複国籍を受け入れる社会的雰囲気は十分に整っており、日本は国際社会の中で成熟した社会になりつつある」ということも国会質疑にて明らかにされている。また、「複国籍を積極的に認めた方が日本人が世界に雄飛しやすい」という意見も国会議員から出ている。法務省が国会答弁で明らかにしたとおり、国籍選択制度によって国籍選択をした人は全対象者の一割程度、その半数が外国籍を選択して日本国籍を喪失している。しかし、日本国籍を選択した人も実際は外国籍を維持している可能性があり、国籍選択制度は、外国籍の放棄を求めることも、それを把握することもできていない。ま

た、自己の意思で外国籍を取得しても、国籍喪失の手続がなされず、実質的に日本国籍を維持している人が全体の九割に達していると法務省は推測しており、国籍唯一の原則である現行国籍法は形骸化している。政府は、日本社会に関わるか、その中で生活する者に基本的権利を保障し、社会の発展を促すためにも、国籍を加算させる形で付与するべきである。それは個人の自己決定権の尊重、民族少数者への権利擁護につながる。

一、国内に住む外国人への複国籍を容認すること。
二、国外に住む日本人への複国籍を容認すること。
三、複国籍を持つ子供たちに成人後もそれを容認すること。

第四三五号 平成二十一年十一月十八日受理
離婚後三百日問題を始める民法の一部の改正に関する請願
請願者 青森県上北郡東北町大浦字寒水二一ノ九 市川俊光 外七十四名
紹介議員 紙 智子君

民法第七七二条では、結婚二〇〇日後に誕生した場合は現夫の子、離婚後三〇〇日以内に生まれた場合は前夫の子として戸籍に記載されるが、離婚の調停に時間が掛かり、なかなか離婚できない場合も少なくない。また、出生届を出せず戸籍や住民票がない子供は、児童手当や医療費助成などの行政サービスを受けることができないなど、子供の人権侵害も大きな問題である。離婚前に妊娠した場合は救済などを盛り込んだ民法特例法案は、相次ぐ反対意見や批判で撤回された。法務省は、離婚後に妊娠したケースのみ、医師の証明書があれば、三〇〇日以内でも現夫の子として受理するという通達を出し、窓口での運用改善で済まそうとしているが、救われるのはわずか一割である。現在ではDNA鑑定などによって父親の推定

は可能であり、親子関係が証明されれば、子供の人権を最優先に、不利益のないよう対応することは当然である。

一、民法第七七二条「離婚後三〇〇日」問題で、無戸籍などの子供を不利益に陥れないよう、親子関係の証明を科学的に行い、子供の権利を守ること。
二、国連女性差別撤廃委員会からの勧告や、子どもの権利条約をいかに、再婚禁止期間の短縮、選択的夫婦別姓、結婚最低年齢改正など民法の改正を行うこと。

第四四一号 平成二十一年十一月十九日受理
選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正の反対に関する請願
請願者 沖縄県那覇市安謝六一七ノ二ノ二〇九 小湊一郎 外六十九名
紹介議員 島尻安伊子君

法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を通常国会に提出する意欲を表明した。しかし、夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。今日、三世代同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くある。本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、離婚が容易にできる社会システムの形成につながるのみならず、親子別姓や、兄弟姉妹別姓をもたらし、我が国の将来に大きな禍根を残すことになる。一部の働く女性から旧姓使用を求める声があるが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等

で解決を図るべきである。

については、婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に対しては反対し、十分な検討もせず拙速に導入することのないよう求める。

第四九四号 平成二十一年十一月十九日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 岩手県奥州市水沢区姉妹町原ノ下

四一ノ一四 松田順子 外九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領域が拡大していく中で、裁判所に持ち込まれる法的な紛争はますます増加し、事件の内容も複雑・困難なものになっている。これらの紛争や事件を公正・迅速に解決し、国民の権利を擁護していく上で、裁判所に寄せられる期待も一層大きなものとなっている。その期待にこたえ、国民の権利が十分に保障され、自由で豊かな民主的社會を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠である。しかし、「裁判に時間や費用が掛かり過ぎる」「裁判の系統や結果が分かりにくい」「市民にとって身近な、利用しやすいものになっていない」などの批判にもあるように、裁判所は、国民の期待に十分にこたえられるものにはなっていない。裁判員制度は、多くの国民が裁判員として刑事裁判に参加する画期的な制度であるが、現在の裁判所は、新しい制度を円滑に運営していくためには極めて不十分な実情にある。その大きな原因の一つが、国家予算全体の〇・四％弱という裁判所予算と人員不足にある。紛争を公正・迅速に解決する裁判所の機能を強化し、国民のための裁判所を実現するためにも、裁判官・裁判所職員的大幅増員や不足している法廷・和解室・調停室等の裁判所施設の充実は欠かせない。

については、国民がより利用しやすい司法を実現し、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障して

いくため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。
- 二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅に増やすこと。

第四九五号 平成二十一年十一月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

請願者 鳥取県米子市米原四ノ四ノ一八

中島利夫 外四百六十七名

紹介議員 仁比 聡平君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護業務は、適正・迅速になされて、国民の権利と財産・取引の安心・安全を確保することとなるが、業務量の増大（特に登記では地図整備事業の推進や筆界特定制度の施行）に対して従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、少年犯罪が激増・深刻化することによって従来の保護観察制度の見直しが進められ、加えて、新規施策の導入により保護観察官の業務も複雑・高度化し、業務量が増大している。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の増加などによって出入国者が増大し、かつ、外国人による不法就労問題や在留審査業務の遅滞など入管業務も更に繁忙を極めていく。少年院施設でも、近時の少年犯罪の凶悪化と多発する犯罪事案の下で慢性的な過剰収容の状況が続き、少年を更生させる本来の矯正教育を行うには程遠い状況にある。このような現状と、問題点を直視し、その改善策を探索するとき、人的確保によること以外はない。

については、次の事項について実現を図られたい。

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員すること。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正

別表(第二条関係)

判 事							判 事							そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	最 高 裁 判 所 長 官	区 分	報 酬 月 額
補	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号						
	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三二二、二〇〇円	三四五、七〇〇円	三六九、五〇〇円	三九四、九〇〇円	四二九、五〇〇円	五三一、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	七二六、〇〇〇円	八四〇、〇〇〇円	九九一、〇〇〇円	一、〇六三、〇〇〇円	一、二〇七、〇〇〇円	一、三三七、〇〇〇円	一、四四四、〇〇〇円	一、五〇七、〇〇〇円	二、〇六五、〇〇〇円

する法律案
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律
（裁判官の報酬等に関する法律の一部改正）
第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第十五条中「九十九万四千円」を「九十九万七千円」に改める。
別表を次のように改める。

簡 易 裁 判 所 判 事																					
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	三〇六、四〇〇円	三三二、二〇〇円	三四五、七〇〇円	三六九、五〇〇円	三九四、九〇〇円	四二九、五〇〇円	四四七、五〇〇円	五九〇、〇〇〇円	六五二、〇〇〇円	七二六、〇〇〇円	八四〇、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二七七、六〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百三十一万四千円」を「百三十一万円」に改め、同条第二項中「報酬月額に達しない」を「報酬月額(裁判官の報酬等に

関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日において次の各号に掲げる裁判官である者にあつては、当該報酬月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。に達しない」に、「同日において受けていた報酬月額に達するまで」を「基

準額に達するまで」に改め、同項に次の各号を加える。

一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事及び裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額の報酬又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・六八

二 裁判官の報酬等に関する法律別表判事補の項一号から十一号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び同表簡易裁判所判事の項五号から十六号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・七六

附則

別表(第二条関係)

検事	区 分											俸 給 月 額
	検事総長	次長	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	
十一号												三六九、五〇〇円
十号												三九四、九〇〇円
九号												四二九、五〇〇円
八号												五三一、〇〇〇円
七号												五九〇、〇〇〇円
六号												六五二、〇〇〇円
五号												七二六、〇〇〇円
四号												八四〇、〇〇〇円
三号												九九一、〇〇〇円
二号												一、〇六三、〇〇〇円
一号												一、二〇七、〇〇〇円
検事総長												一、五〇七、〇〇〇円
次長												一、二三一、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長												一、三三七、〇〇〇円
その他の検事長												一、二三一、〇〇〇円

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「六十五万四千円」を「六十五万二千円」に改める。

別表を次のように改める。

副 検 事										十二号	三四五、七〇〇円
										十三号	三三二、二〇〇円
										十四号	三〇六、四〇〇円
										十五号	二八八、二〇〇円
										十六号	二七七、六〇〇円
										十七号	二五三、八〇〇円
										十八号	二四四、八〇〇円
										十九号	二三四、三〇〇円
										二十号	二二七、〇〇〇円
										一号	五九〇、〇〇〇円
										二号	五三一、〇〇〇円
										三号	四四七、五〇〇円
										四号	四二九、五〇〇円
										五号	三九四、九〇〇円
										六号	三六九、五〇〇円
										七号	三四五、七〇〇円
										八号	三三二、二〇〇円
										九号	三〇六、四〇〇円
										十号	二八八、二〇〇円
										十一号	二七七、六〇〇円
										十二号	二五三、八〇〇円
										十三号	二四四、八〇〇円
										十四号	二三四、三〇〇円
										十五号	二二七、〇〇〇円
										十六号	二二五、〇〇〇円
										十七号	二〇六、六〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改

正する法律(平成十七年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項中「俸給月額に達しない」を

「俸給月額(検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日において次の各号に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。)に達しない」に、「同日において受けていた俸給月額に達するまで」を「基準額に達するまで」に改め、同項に次の各号を加える。

一 検事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一号若しくは二号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・六八

二 検察官の俸給等に関する法律別表検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・七六

附 則
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「既に育児休業」の下に「(当該子の出生の日から裁判官が産後の休業をすることができる期間を考慮して最高裁判所規則で定める期間内に、裁判官(当該期間内に当該子の出産により産後の休業をした裁判官を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)」を加

え、「配偶者がこの法律により育児休業をしている場合その他最高裁判所規則で定める場合」を削る。

附 則

この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。

平成二十一年十二月四日印刷

平成二十一年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F